

# 各 戸 配 布

平成28年5月15日

柏ビレジ共視聴施設管理組合員の皆様へ

柏ビレジ共視聴施設管理組合  
組合長 中島 啓子

## 第31回定時総会決議ご通知

第31回定時総会(平成28年4月17日)において、下記の通り報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

### 報告事項

第一号議案 平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の件

本件は、上記事業の内容を報告いたしました。

第二号議案 平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)決算および監査報告の件

本件は、上記決算内容およびその監査結果を報告いたしました。

### 決議事項

第三号議案 平成28年度事業方針案

#### 1 柏ビレジ自治会へ

①「戸別受信用アンテナ設置ガイドライン(改訂)」遵守活動を移管する

② 柏ビレジ共視聴施設管理組合が保有する残余金を寄付する

#### 2 前項にかかわる清算手続き等については理事会に一任していただきたい

〈出席者からの質疑・意見〉

当組合は法人格を持たないことからその寄付行為の妥当性や組合長が契約文書の当事者になることに問題ないか、弁護士より覚書(案)につきその妥当性を文書により回答を得ておくべき。

〈議長による裁決〉

「本件は、出された質疑・意見をふまえ、自治会と締結する覚書の文面について弁護士より法律的に問題が無いとの回答を文書で受領し締結前に全組合員に周知することを条件とする」と諮りその旨決議承認された。

第四号議案 平成28年度予算案

本件は、原案どおり決議承認されました。

第五号議案 平成28年度 柏ビレジ共視聴施設管理組合 役員候補

本件は、原案どおり決議承認されました。

〈弁護士からの文書回答要旨〉：覚書(案)「自治会総会資料を参照」

「柏ビレジ共視聴施設管理組合は権利能力なき社団に該当し、社団に関する規定が類推適用されます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第239条2項は残余財産の帰属につき、総会の決議により定めると規定されており、同条同項を類推適用し、本件において総会の承認を経ていることから組合の代表者である組合長が執行行為として自治会との間において覚書を調印することにつき法的問題は無いと思料致します。」

以上



